平成２５年（フ）第２６４号
横浜市港北区篠原町2746番地38
債務者　小澤　孝子
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田上　尚志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２号
岐阜県郡上市白鳥町那留1498番地15
債務者　細辻妃佐代
1　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　良房
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２４号
岐阜県高山市西之一色町３丁目793番地15
債務者　松永　人史
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
富山県氷見市栄町19番18号　センチュリーハイツさかえ２－Ａ号室
債務者　釣井　　大
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神田　光信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８号
富山市粟島町１丁目４番８号
債務者　井口　道廣
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春山　然浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３９号
富山市水橋肘崎54番地２
債務者　井口　　勉
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春山　然浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
富山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２６号
函館市弥生町20番20号
債務者　成田　徹也
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２７号
函館市弥生町20番20号
債務者　成田　美穂
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第５２号
函館市花園町16番22号　フレンドリー１階Ａ号室
債務者　向　　則子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１５号
岐阜県養老郡養老町西小倉212番地　ノーブルパレスＫＴ201号
債務者　山田　静香
1　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第４６８号
愛知県岡崎市美合町字島廻り49番地　キャッスルアクア201、前住所愛知県岡崎市宇頭町字後久11番地１　スペクトルティアラ宇頭305
債務者　伊藤　　香
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７４４号
さいたま市北区日進町３丁目389番地６　パンシオン日進202号室
債務者　大安　広剛
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５６号
埼玉県川口市西青木５丁目11番19号　メゾン西青木203号
債務者　今井留美子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７８号
埼玉県久喜市青葉３丁目19番地３　山田方
債務者　唐澤　美幸
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
埼玉県朝霞市東弁財２丁目６番22―207号
債務者　蝦名美千代
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
さいたま市桜区南元宿２丁目27番15号　２―202
債務者　吉成　久子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４号
北海道白老郡白老町字石山17番地69
債務者　齋藤美智子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係